

インクカートリッジ(IC)事件と工作機械

2006年7月12日

細川 学

1. はじめに

特許権はそれを化体したものの販売をもって「消尽」する(通説)。本件は消費者が使い捨てた IC をリサイクル(RS)業者が回収再使用したもの(RS-IC)の特許権の「消尽」について争われた事例で、東京地裁は消費者の手を経た RS-IC の特許権は「消尽」していると判示した。知財高裁は、RS-IC については特許権の「消尽」はないと判示した。又公取は RS を防止するタグの装着を独占禁止法 19 条(不公正取引)に抵触するとして調査を開始した。

工作機械には RS 品はないが、互換品はありうるのでその影響を検討する。

表 1 IC 事件における東京地裁と知財高裁の判決の概要

判決の注目点	事件番号	判決の概要	出典
特許発明品であるインクカートリッジの使用済み品にインクを装填して販売した行為について、一審は消尽が容認されたが、二審では消尽が否認された事例	特許権侵害差止請求事件、東京地裁平 16(ワ)8557 号、平 16.12.8 民 46 部判決、棄却、(控訴) 二審知的財産高裁平 17(ワ)10021 号、平 18.1.31 特別部判決、取消・請求容認(上告受理申立て)	原告・審控訴人キャノン(株)がインクカートリッジのインクを詰め替えて再使用する第三者のリサイクル品が特許権侵害であるとして差止等を請求した事件において、一審は、製造方法の特許でも正規に販売したカートリッジの特許権は消尽している、海外でインクの充填をしたリサイクル品の日本での販売も同様に消尽しているとし、原告の請求を否認した。二審知財高裁は一転して物の発明も方法の発明も「消尽してない」とし、原告・控訴人キャノンの請求を容認した。	判例時報 No. 1889 平 17.6.11 二審 判例時報 No. 1922 平 18.5.11

表 2 知財高裁の判示とその理由の要点

類型	定義	判示	判示の理由
第一類型 (物の発明) 請求項 1	当該特許製品が本来の耐用期間を経過してその効用を終えた後に再使用又は再生利用された場合(リサイクル品)	リサイクル品には 消尽がない。(差止請求等を容認)	リサイクル品は特許製品の耐用期間を不当に延長する特許権者の想定外の事態であり、 特許権者は新たな需要の機会を喪失する 。リサイクル品にまで特許権が及んでも二重利得にならない。
第二類型 (生産方法の発明) 請求項 10	当該特許製品につき第三者により特許製品中の特許発明の 本質的部分 を構成する部材の全部又は一部につき加工又は交換された場合	本質的部分の生産には 消尽がない。(差止請求等を容認)	単なる補修部品でない発明の本質的部分の加工又は交換は 生産方法の特許発明を実施した こととなり、その生産物は特許権者が譲渡した製品と同一ではない(純正品ではない)。

2. 本件判決の工作機械への適用性

本件原告・控訴人キャノン(株)等のプリンタ業界は、IC を「純正品にしたい」とするビジネスモデルを持っている。一審東京地裁は消費者が IC を購入した時点で特許権は「消尽した」と認定し、インクを再充填して約半額で販売する RS-IC に対する権利行使を否認した。二審知財高裁は、RS-IC は特許権者が新たな需要の機会を喪失するとし、RS-IC には特許権は「消尽しない」と判示し、RS-IC 業者に対し製造販売等の差止を命じた。

工作機械は産業の母ともいわれる高価、長寿命、大重量の資産財であり、輸出令で管理される戦略物資でもある。工作機械産業の周辺には中古機市場、分解修理業、機能・性能等を高度化するアップグレード業、工具、軸受、装置等の互換品を供給するアフターマーケット業等が存在する「柔軟なビジネスモデル」を持っている。この「柔軟なビジネスモデル」はユーザの要望、輸出令、特許戦略等と密接な関係があり、ユーザの生産活動を制限するような「自己完結的ビジネスモデル」は無理である。当業界は特許出願が少なく、業界内での深刻な特許紛争も少なく、特許権で競合商品の排除を図る鬭争の特許戦略は近頃あまり聞かない。また工作機械には RS 品はあり得なく、純正品に代わる互換品又は代用品について特許権の「消尽」が検討課題となる。

表3 工作機械の経営形態における「消尽」の検討

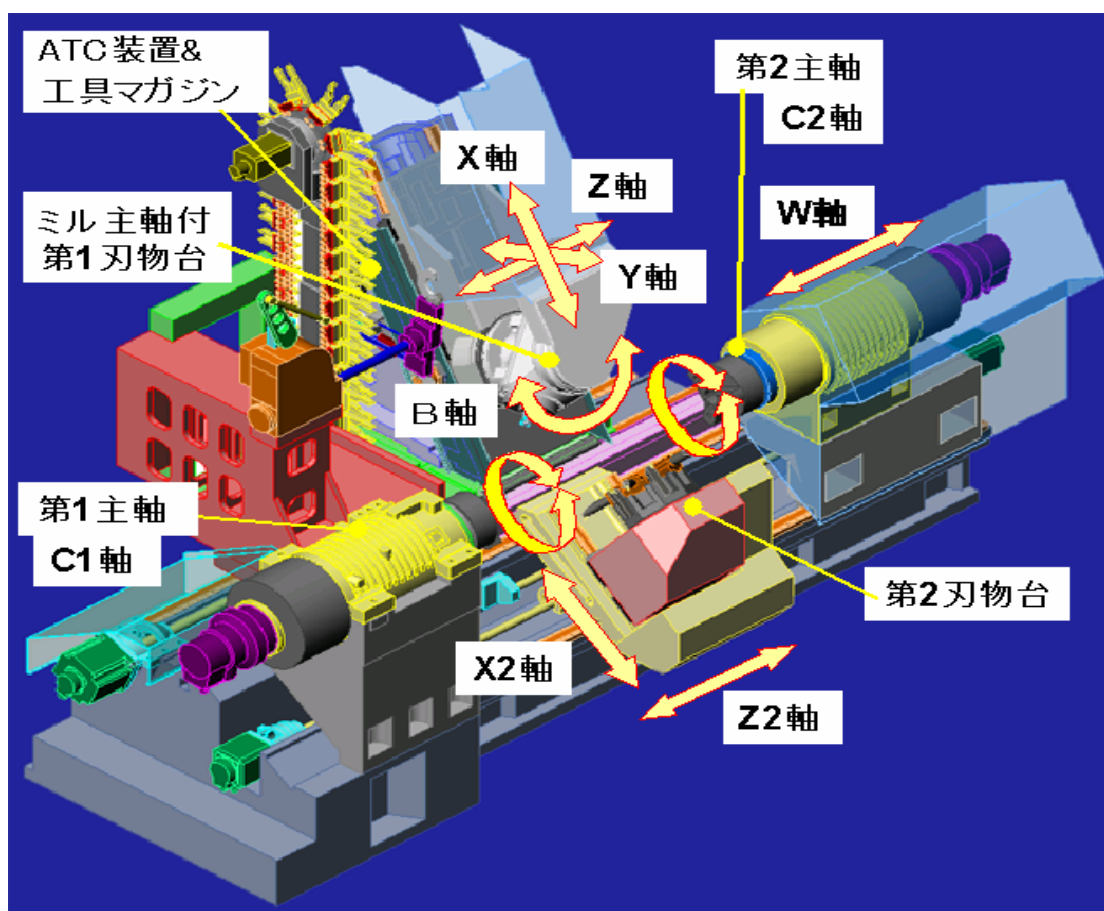
発明の種類	実施内容	自己完結的 ビジネスモデル	柔軟な ビジネスモデル
工作機械の物の発明	特許発明の修理・修復・再生	「消尽しない」。但し特許権者に義務と懈怠責任がある。(独禁法19条等に要注意)	「消尽する」
工作機械による加工方法の発明	加工方法の復旧・再現	↑ 同上	「消尽する」
本質的部分の装置・部分の発明	本質的部分又は装置の加工・交換	↑ 同上	「消尽する」
アップグレードに関係する発明	機械性能等の顕著な高度化	↑ 同上	「消尽する場合としない場合がある」。 (権利者の経営判断)
アフターマーケットに関係する発明	部品、装置等の補給・交換	↑ 同上	「消尽する」

3. 例題1：複合旋盤

図1の複合旋盤は輸出令との関係も検討される高度な工作機械であるとし、このような工作機械の特許権の「消尽」について検討する。

- (1) この複合旋盤で実施されている総ての特許発明は購入したユーザに対し「**消尽する**」。又ユーザに対し互換品等の使用を差止ることは困難であろう。
- (2) アップグレードは、販売した工作機械と同一でないので、経営判断により特許権を「**消尽する**」とすることも、「**消尽しない**」として差止請求することもできる。
- (3) 特許発明の本質的部分の加工又は交換は特許権者が行うことが望ましい。それを懈怠しての権利行使は独占禁止法19条(不公正取引)等に問われる虞がある。
- (4) 工作機械は使用期間中、仕様通りの加工ができなければならない。輸出令上の事由がない限り、特許権者は工作機械ユーザの正常な運転を妨害する行為(互換品の差止等)を避けるべきである。この点がプリンタとの違いである。

図1 複合旋盤



4. 例題 2 : CBN 研削盤の CBN 砥石

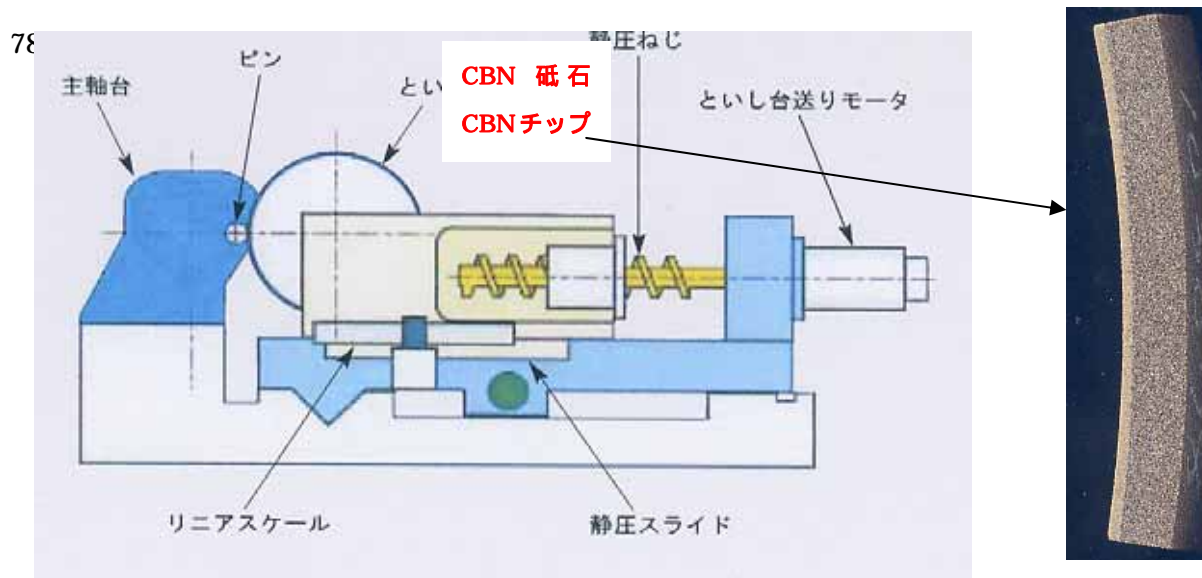
図 2 は CBN 研削盤の砥石台の略図である。CBN 砥石は部分的に再利用可能な消耗工具である。その特許発明の本質的部分である CBN チップの「消尽」について検討する。

- (1) CBN チップは発明の価値、製造原価とも CBN 砥石の要部を占める。CBN 層が損耗した CBN 砥石は製造者に引取られ、CBN チップをデスクに張り替えて再生し、再納入する。CBN 砥石に係

る特許権はそれぞれ納入した都度「**消尽する**」。

- (2) CBN 層が損耗した CBN 砥石を第三者が引取り、独自技術の CBN チップを張り替えて再生した場合はその第三者の CBN 砥石(互換品)となるが、そのデスクに元の製造者の標章等が表示したままの場合は不正競争防止法 3 条により差止請求ができる。
- (3) 互換品を排除するには先立つ特許権が必要であるが、この業界も手薄である。

図 2 CBN 研削盤の CBN 砥石



5 . 結論

わが国の工作機械業界は「**柔軟なビジネスモデル**」をとらざるをえなく、輸出令上の理由以外は総ての特許権は「**消尽する**」とみなされる。「消尽」を議論するには法定要件(拒絶の理由がない等)を満足する最低限の特許権が必要である。クレームの広さ、経済的価値、学術的評価等にこだわらず、アフターマーケットに影響力を発揮する新たな特許戦略が必要である。それが本件インカートリッジ事件の教訓である。

特許第 3,278,410 号

発明の名称

「液体収納器、該収納器の製造方法、該容器のパッケージ、該容器と記録ヘッドを一体化したインクジェットカートリッジ及び液体吐出記録装置」

出願日：平成 11 年 4 月 27 日

特許日：平成 14 年 2 月 15 日

特許権者：キャノン(株)(一審原告、二審控訴人)。本件被告はリサイクル・アシスト(株)

【請求項一】互いに圧接する第一及び第二の負圧発生部材を収納するとともに液体供給部と大気連通部とを備える負圧発生部材収納室と、該負圧発生部材収納室と連通する連通部を備えると共に実質的な密閉空間を形成するとともに前記負圧発生部材へ供給される液体を貯溜する液体収納室と、前記負圧発生部材収納室と前記液体収納室とを仕切るとともに前記連通部を形成するための仕切り壁と、を有する液体収納容器において、前記第一及び第二の負圧発生部材の圧接部の界面は前記仕切り壁と交差し、前記第一の負圧発生部材は前記連通部と連通するとともに前記圧接部の界面を介してのみ前記大気連通部と連通可能であると共に、前記第二の負圧発生部材は前記圧接部の界面を介してのみ前記連通部と連通可能であり、前記圧接部の界面の毛管力が第一及び第二の負圧発生部材の毛管力より高く、かつ、液体収納容器の姿勢によらずに前記圧接部の界面全体が液体を保持可能な量の液体が負圧発生部材収納室内に充填されていることを特徴とする液体収納器

【請求項一〇】互いに圧接する第一及び第二の負圧発生部材を収納するとともに液体供給部と大気連通部とを備える負圧発生部材収納室と、該負圧発生部材収納室と連通する連通部を備えると共に実質的な密閉空間を形成するとともに前記負圧発生部材へ供給される液体を貯溜する液体収納室と、前記負圧発生部材収納室と前記液体収納室とを仕切るとともに前記連通部を形成するための仕切り壁と、を有し、前記第一及び第二の負圧発生部材の圧接部の界面は前記仕切り壁と交差し、前記第一の負圧発生部材は前記連通部と連通するとともに前記圧接部の界面を介してのみ前記大気連通部と連通可能であると共に、前記第二の負圧発生部材は前記圧接部の界面を介してのみ前記連通部と連通可能であり、前記圧接部の界面の毛管力が第一及び第二の負圧発生部材の毛管力より高い液体収納容器を用意する工程と、前記液体収納室に液体を充填する第一の液体充填工程と、前記負圧発生部材収納室に、前記液体収納容器の姿勢によらずに前記圧接部の界面全体が液体を保持可能な量の液体を充填する第二の液体充填工程と、を有することを特徴とする液体収納容器の製造方法。

図3 エプソンのIC



図4 CBN 砥石

